

國學院大學學術情報リポジトリ

Uncleanness and Death of Powerful Individuals in the Kamakura Shogunate

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Mori, Yukio メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000688

鎌倉幕府権力者の死去と触穢

森 幸夫

はじめに

本稿は、將軍や執権・得宗ら鎌倉幕府権力者の死が穢れとして京都に伝染し、天下触穢を発生させた様相や、朝廷による触穢への対応の変化などから、鎌倉期の公武関係を読み解こうとする試みである。

人の死や出産、動物などの死が穢れとされ、この不浄に触れると触穢とされたことはよく知られている。『延喜式』卷三神祇三臨時祭の項に拠ると、人の死穢の場合は三十日間、神事へ

の参加や朝廷への出仕などを控えなければならなかった。また穢れは、その発生源から他の場所や人にも伝染した。発生源やその場の穢れた人物を甲とすれば、甲↓乙↓丙↓丁と伝染していったのである⁽¹⁾（ただし丁は穢れとはならない。また丙が乙の場所に行った場合、丙自身のみが触穢となるとの規定がある）。

このように穢れは発生源から離れて他の場所にも伝染したのであるから、鎌倉時代になると、將軍・得宗ら幕府為政者の死が京都に穢れをもたらすことにもなった。源頼朝以来、幕府要人の死去が京都に天下触穢を発生させたことは、本論でみる表1に明らかである。

このような事実については、すでに横井清・黒田日出男・吉田徳夫⁽⁴⁾・片岡耕平・近藤成一らの諸氏が注目されており、筆者もかつて言及したことがある⁽⁵⁾。なかでも吉田氏は、頼朝をはじめとする、幕府要人の死去と触穢について多数の事例を挙げて検討されている。しかし氏は、朝廷のイデオロギー支配という側面に重点を置いて考察しており、公武関係という政治的側面からの考察は充分ではないと思われる。また天下触穢認定の基準が承久の乱を境に変化したことを指摘した片岡氏論文や、北条貞時という得宗の死去が天下触穢を発生させたことを述べた近藤氏著書も注目されるが、何れも鎌倉期を通じて考察はなされていない。本稿では鎌倉時代を通じて、公武関係という政治的側面から、幕府要人の死去と天下触穢について考えるものがある。

さて、考察に際し留意されるのは、吉田氏がすでに指摘されているように、『法曹至要抄』一七六条触穢可依時議事の「無必定例、須仰 勅定」との規定、つまり穢否に関して「定例」はなく、その最終判断は治天の君が下すという点である。天下触穢を認定したのは、治天の君たる上皇(または天皇)であった。ただし、鎌倉時代、幕府の勢力に押され、朝廷の権力は次第に弱まっていったのであるから、治天の君が判断を下すとし

ても、天下触穢の認定に際し幕府の意見が反映されることが予想される。事実、北条時頼死去の時には幕府の意向が尊重されている。また時頼死去をきっかけに、朝廷による新たな弔意の作法が形成されていくこともなる。触穢は政治的な力によって操作されることがあった。以下、本論で考察していきたいと思う。

一、鎌倉幕府要人の死去と京都触穢についての概観

最初に、鎌倉幕府のどのような人物の死去が、都に穢れとして伝染したかを確認しておく。表1を用いてその概略についてみてみよう。

表1は藤原兼仲の『勘仲記』弘安七年(一二八四)四月九日条、中原師守の『師守記』貞治六年(一三六七)五月四日条、近衛道嗣の『後深心院関白記』(『愚管記』)同年十二月十日条、などに載せる、幕府の要人が死去した時に京都に穢れが及んだ事例についてまとめたものである。『勘仲記』は執権北条時宗の死去、『師守記』は関東公方足利基氏の死去、『後深心院関白記』は將軍足利義詮の死去に際し、幕府要人の死没とその影響につき勘申された先例が記載されている。

表1 幕府要人の死去と触穢

	死亡者と没年	勘仲記	師守記	後深心院関白記	備 考
①	源頼朝 (1199)	○	—	○	軒廊御卜で穢否を判断 院中のみ丙穢とする
②	源実朝 (1219)	—	—	△	
③	北条義時 (1224)	○	○	○	
④	北条政子 (1225)	○	—	—	
⑤	竹御所 (1234)	○	—	—	
⑥	北条泰時 (1242)	○	○	○	
⑦	北条経時 (1246)	○	—	—	
⑧	北条時頼 (1263)	—	△	△	院評定のみ停止する
⑨	北条時宗 (1284)		○	○	
⑩	北条貞時 (1311)		○	○	
⑪	足利尊氏 (1358)		—	○	

※○は天下触穢の勘例、△は天下触穢以外の勘例、—は勘例なし

当然のことであるが、『勘仲記』は鎌倉後期の日記であり、先例として鎌倉中期以前の人物が挙げられている。『師守記』と『後深心院関白記』は南北朝期の日記であり、先例の対象は鎌倉時代全般となり、後者には⑪將軍足利尊氏の事例もみえている。このような各日記の相違を前提にして考えると、『勘仲記』には④北条政子、⑤竹御所（將軍九条頼経室）、⑦北条経時の事例が載せられていることも理解しやすい。將軍源実朝の死去以降、幕政において重要な地位を占めた「尼將軍」政子や、執権経時が意識されているのは当然ともいえようが、竹御所まで先例としてみえることは、鎌倉中・後期以降、幕府要人の死去がいかに京都に影響を与えたかを物語っている。

さて、表1からは、鎌倉將軍としては①源頼朝と②源実朝（及び北条政子）が、北条氏としては③義時・⑥泰時・⑦経時・⑨時宗・⑩貞時の、北条氏家督である得宗が死去した際に、京都に穢れが伝染する事態が生じたことを指摘できる。ただし時期によって、幕府要人の死去が直ちに触穢とされなかったことには注意を要する。表1の備考欄に記したように、①頼朝死去の場合は触穢か否かの判定のため軒廊御卜が行われているし、②実朝の時には、内裏は触穢とされず、院中のみが丙穢とされていた。承久の乱以前は、朝廷側が慎重に穢否の判断を下してい

たことが読み取れる。これは「はじめに」で、『法曹至要抄』一七六条触穢可依時議事でみたように、穢否に關して「定例」はなく、その最終判断は治天の君が下すとの規定に拠っていたためと考えられる。また⑧北条時頼死去の際には穢れとはならなかったが、院評定が停止された。鎌倉幕府とともに滅亡した最後の得宗北条高時を除き、承久の乱後の得宗で京中に穢れが及ばなかったのは時頼の死が唯一である。しかしこの事例の背景には、政治的な事情が存在しており、例外とみてよいと考ええる(後述)。

要するに、表1からは、①、承久の乱以前には関東要人の死去に伴う、京都での穢否の判断は朝廷側が行ったこと、そしてそれは源氏将軍のみが対象であった。②、承久の乱後は③北条義時以後の得宗の死去が穢れとして京都に伝染したこと、そして⑤将軍九条頼経室の竹御所の例がみえているように、幕府の権力者のみではなく、将軍夫人など関係者の死去も触穢の対象と考えられるようになったこと、が読み取れる。鎌倉中期以降は、京都で判断を下すまでもなく、幕府要人の死去は伝染するものと考えられていたのである。

このような事態は鎌倉で起こる合戦の場合でも同様であった。葉室定嗣の『葉黄記』宝治元年(一二四七)六月十日条に

は、三浦一族が滅んだ宝治合戦の穢否につき、

穢氣事、建保義盛(和出)之時、京都無穢氣之沙汰、然而承久以後、関東与洛中異他、今度合戦之穢、可及洛中之条勿論云々、

とあり、「建保義盛之時」つまり建保元年(一二二二)の和田合戦の時には京都で穢否の沙汰はなかったが、承久の乱後は関東(鎌倉)と洛中は「異他」る、ふたつの政治的中心となったので、「今度合戦」(宝治合戦)の穢れは洛中に及ぶのはもちろんである、と記しているのである。承久の乱以後は鎌倉での戦乱による死穢も京都に伝染するようになった。承久の乱での幕府の勝利により、鎌倉幕府の勢力は朝廷を凌ぐこととなり、都市鎌倉は京都と並んで日本の二大中心地となった。京・鎌倉を頻繁に人々が往来するようになり、鎌倉の穢氣が京都に及ぶのも必然的なものと考えられるようになったのである。

次章以降では、主に時代順に、より詳しく、鎌倉幕府の権力者の死去と触穢について考察してみたいと思う。

二、源氏将軍の死去と触穢

本章では源氏将軍三代の死去と触穢について考える。

1 源頼朝

鎌倉幕府の初代将軍源頼朝は正治元年（一一九九）正月十三日に没した。頼朝の死去に伴う「鎌倉中触穢」により、二月（十二日カ）に行われる予定であった鶴岡八幡宮御神楽神事が延期されて、三月十一日に行われている（『吾妻鏡』）。鎌倉では頼朝の死により、三十日間の触穢が発生していたことがわかる。

さて、頼朝が危篤で出家したとの報は、京都に正月十七日の夜伝わり（『明月記』）、二十日になってその死没報告がもたらされた（『猪隈関白記』『明月記』）。頼朝危篤の報により、時の治天後鳥羽上皇は、十八日の蓮華王院修正会への御幸を取りやめている（『百鍊抄』）。これはもちろん死穢によるものではなく、頼朝危篤という政治的混乱状況を慮って、御幸を止めたとみられる。

前章でも触れたように、頼朝の死去が京都に触穢をもたらすのか否かの判定のために軒廊御下が行われた（『猪隈関白記』『明月記』）。正月三十日のことである。鎌倉幕府要人の死去は先例がないため、後鳥羽の勅定により御下が行われたのだと考えられる。頼朝死去の報から十日も後のことであった。朝廷側には、頼朝死去による穢れへの対処方法につき混乱があったように見受けられる¹⁰⁾。当時、朝廷政治の実権は土御門天皇の外祖父源通

親が握っていた。頼朝死去の報が京都にもたらされた正月二十日、通親は除目を行い、頼朝の子頼家を左中将に、自身は右大将に任じている（『明月記』）。源通親が除目を延期させないために、頼朝の死去に対する朝廷側の対応を曖昧にしたとも考えられる¹¹⁾。

さて、御下の結果、「可穢之由占申」し、「天下穢氣」となり、祈年祭・大原野祭・春日祭などが延引されることとなった。源頼朝の死去が、幕府要人の死が触穢をもたらすとの最初の事例となったのである。なおここでいう「天下」とは、「洛中」や「京中」とも互換性があるので、京都と同意と考えられる。またこの「天下穢氣」は二月十六日で終了した（『猪隈関白記』）。なぜ終了日が、頼朝死去の報の伝わった三十日後の二月二十日とならなかったのかはよくわからない。

軒廊御下に扱ったものとはいえず、源頼朝の死去により天下触穢となった。これ以降、鎌倉幕府要人の死去は洛中に触穢をもたらすこととなる。続いて、二代将軍源頼朝と三代将軍源実朝のケースについてみてみよう。

2 源頼家

源頼家の死去も、『猪隈関白記』建仁三年（一一〇三）九月九日条に「左衛門督頼家卿薨去穢氣遍滿天下云々」とあるよう

に、天下触穢とされたようである。例幣や東大寺供養・院三社御幸が延引されている。この頼家死去の報は九月七日朝、後鳥羽上皇に奏聞された(『猪隈閑白記』)が、北条時政による虚偽の報告であった。頼家の外戚比企氏を滅ぼした時政は、源実朝を將軍に擁立するため、偽りの報告をしたのであった(九月二十三日に京都では、頼家は「一定存命」とみられている(『明月記』))。ここでは源頼朝に続く、鎌倉幕府首長の將軍頼家の死が天下触穢とされたことを確認しておきたい。なお頼家は実際に、元久元年(一二〇四)七月十八日に伊豆修善寺で殺害されている(『吾妻鏡』)。幽閉中の前將軍であり、その死去により鎌倉や京都に穢れが伝染することはなかった。

3 源実朝

三代將軍源実朝は、承久元年(一二一九)正月二十七日、甥の公暁によって暗殺された。『百鍊抄』同年二月六日条に拠ると、「関東穢及洛中哉否事可有御卜之由有沙汰、然而仙洞丙穢也、不可及洛下之旨被仰下」という。頼朝の時と同様に御卜が行われ、「仙洞丙穢」とされたのであった。「内裏不触穢、仍如諸社祭被行之」という。仙洞のみ丙穢とされたのは、上洛した東使が、幕府(甲穢)から京都守護(乙穢)に向かい、京都守護の使者が院御所(丙穢)に到ったということであろうか。何

れにしる、ここでは天下触穢となつてはいないことに注意したい。当時は承久の乱直前の後鳥羽院政期であり、御卜が行われたとはいえ、触穢の判定には治天の君の意思が大きく関わっていた。鎌倉將軍の死を天下触穢とせず「仙洞丙穢」のみに止めたことは、この時期の後鳥羽の鎌倉幕府観が窺えるようにもみえて興味深い。

さて以上のように、源氏將軍三代の死去とその穢れの伝染について考えてみた。三代何れの將軍の場合も穢れは京都に伝染するものとされていたが、頼朝や実朝の場合に顕著なように、源通親や後鳥羽上皇ら朝廷の為政者の意思が、触穢の在否などの判断に大きな影響を与えていたことが推測された。¹²⁾

次に源氏將軍期の戦乱と穢れとの関りについてもみておこう。

建保元年(一二二三)の和田合戦の時には京都で穢否の沙汰がなかったことは前章でみた。これは承久の乱以前の鎌倉幕府の政治的位置をも物語るものともなっている。ただし、京都での騒乱は死穢を生じさせた。元久二年閏七月二十九日の平賀朝雅の乱によって、石清水放生会と北野祭が延引された(『明月記』)。これは鎌倉幕府成立以前の平治の乱や以仁王の乱によって「天下穢」が生じ、月次祭・神今食が延引された(『師守記』貞和三年六月九日条)のと同様である。当然だが、京都周辺で

の戦乱は死穢を発生させたのである。

三、北条氏得宗の死去と触穢

本章では北条義時から北条貞時までの得宗（北条氏嫡流）の死去と触穢について考察する。また北条政子や執権・連署に任じた北条一門有力者の場合についても考える。なお付言しておけば、有力御家人（例えば三浦義村・足利義氏ら）の死が京中に穢れを伝染させたことはない。

1 北条義時

北条義時は元仁元年（一二二四）六月十三日に死去した。義時は、承久の乱に勝利し、鎌倉幕府の覇権を確立した存在である。その死穢により、源頼朝死去の時と同様に鎌倉中に穢れが伝染し、幕府の六月祓が中止されている。これについて『吾妻鏡』元仁元年六月二十九日条は、

今日、無六月祓、依触穢也、天下諒闇之時不被行之由、及御沙汰云々、

と記し、義時死去の触穢に関して「天下諒闇」すなわち天皇が父母の喪に服する事例に準拠していることがわかる。幕府は、天皇や將軍ではない執権北条義時を、天皇の父母に擬えようと

しているのである。天皇からみれば陪臣で、將軍（鎌倉殿）の後見役にすぎない執権義時であったが、承久の乱の勝利により日本の最高実力者となり、その死は幕府関係者に天下諒闇を意識させたのである。

義時死去の報は六月十八日京都に伝わり、「即有沙汰、被定洛中卅日穢」に定められた（『勘仲記』弘安七年四月九日条）。この日に予定されていた御躰御卜奏が延期されている。また広瀬・龍田祭も延引されることとなった。その死去の報の京都到来とともに、朝廷での沙汰があつて「洛中卅日穢」が決定されたことが注目される。頼朝の時でさえ、朝廷側に政治的な背景があつたにしろ、その死の穢否に関し十日も後に御卜が行われていた。これに対し、義時の死去は、判断に日時を要することなく天下触穢とされたのである。承久の乱の勝利により、幕府権力は朝廷を上回り、幕府の本拠地鎌倉は京都と並ぶ中心地となった。第一章でみたように、義時以後、鎌倉での北条氏家督の死去は天下触穢を生じさせることとなるのである。

2 北条政子・竹御所

嘉祿元年（一二二五）七月十一日に亡くなった、源頼朝の未亡人北条政子についても、朝廷では「経沙汰、被定洛中卅日穢」された（『勘仲記』弘安七年四月九日条）。九条頼経の將軍任官以

前、実質的な將軍であった政子に対し、朝廷が天下触穢としたのは当然ともいえる。鎌倉でも八月十五日の鶴岡八幡宮の放生会がその触穢により延引された(『吾妻鏡』)。政子の死から三十日以上も経過した後のことである。前年八月十五日の鶴岡放生会も六月の北条義時の死穢により延期されていた。政子や義時らの触穢が三十日以上続いていたことが注意される。義時の死が天下諒闇を意識させたように、当時の鎌倉では権力者の死去が『延喜式』の規定以上に大きな影響を及ぼしていたといえよう。

四代將軍九条頼經の室竹御所が死去した時にも、京都では「有沙汰、被定洛中卅日穢」れた(『勘仲記』弘安七年四月九日条)。竹御所の死は文暦元年(一二三四)七月二十七日のことであるが、京都ではその穢否につき、外記勘申と公卿への諮問が行われている。將軍夫人ということでは北条政子と同じであるが、その政治的位置は政子とは大きな隔たりがあったため、朝廷で穢否の沙汰がなされたのであろう。ただし竹御所は源頼家の遺児、そして当時朝廷政治を主導していた九条道家の子將軍頼經の夫人であり、その貴種性は拔群であった。八月四日、天下触穢とされたのである。

3 北条泰時

北条泰時は仁治三年(一二四二)六月十五日死去し、その報は同月十九日夜、京都に伝えられた(『平戸記』『民経記』)。「廿日有沙汰、被定卅日穢」と、翌日朝廷で沙汰があり、直ちに触穢とされている(『勘仲記』弘安七年四月九日条)。「卅日穢」とは天下触穢のことである。父義時の時と同様であったといつてよい。この時、朝廷政治をリードしていたのは泰時が本年正月に擁立した後嵯峨天皇である。この天下触穢により、朝廷で行われる神事や、広瀬・龍田祭などが延期された。

泰時死去の天下触穢では、泰時が鎌倉で死んだ六月十五日を起点にして三十日穢とされたことが注目される。義時や政子の場合には明らかでないが、源頼朝の時には、頼朝が死んだ当日を起点として三十日穢を定めたわけではなかった。頼朝の場合、京都にその死亡の報が届いた日を開始日としていたように思われる。ところが泰時では命日が触穢の起点とされたのである。これにより京都での触穢の期間は数日とはいえず短縮されることとなった。その死穢による影響は減少したことであらう。天下触穢の開始日を命日からとする規定が、朝廷による発想か、幕府によるものかは不明である。しかし後で述べる、北条時頼や北条重時の事例を考慮すると、幕府側がそのような提案を行っ

たのではないかと思う。幕府の意向に従順であった後嵯峨天皇がその意見を取り入れた可能性が高いと考える。

4 北条経時

北条泰時の孫経時は病弱で、寛元四年（一二四六）三月十三日、弟時頼に執権職を譲った後の閏四月一日、三十三歳で没した。その死去の報は三日後の閏四月四日の朝には京都に伝えられた（『葉黄記』）。しかし『勘仲記』弘安七年（一二八四）四月九日条に、

寛元四年閏四月十五日、武蔵守経時卒、件穢日来不混洛中之儀也、然而後日為洛中卅日穢之由被定云々、

とあるように、死去の報を承けて直ちに三十日間の洛中触穢とされたのではなく、「後日」に穢れと定められている。後日とはこの記事の日付である閏四月十五日のこととみられる。経時の場合、当初朝廷では、その死去の穢れが京都に伝染するのかわるか判断に迷いがあったことが窺える。この点に関して興味深いのは、まだ経時が死去する前の『葉黄記』四月二十四日条の記事である。

少時参御所、御幸問事条々有沙汰、（前内府祇候、^{〔幕門定通〕}経時雖有^{（北条）}事、穢氣不可及之由、重時^{（北条）}令申云々、

とあり、当時在京していた六波羅探題北条重時が、経時が死ん

でも穢気が京都に及ぶことはない、前内大臣土御門定通に語ったというのである。定通は後嵯峨上皇の権臣で、重時の義兄弟でもある。しかし本来、京都の穢否の判断は朝廷によって決定されるものである。長期にわたり探題として在京している重時には、当然それは承知済みであつたらう。重時が「経時雖有事、穢氣不可及」といったのは、かつて拙著『北条重時』（九一・九二頁）でも述べたように、重時の北条経時への評価に依拠するものと思われる。つまり、四年に満たない経時政権を、北条義時や泰時の政権と同列に位置付ける必要はなく、その死去により天下触穢は発生しないとする見解である。長年にわたって北条泰時を補佐した、連署北条時房の死去の時ですえ天下触穢となっていなかったのである（後述）。重時は、経時が天下触穢を生じさせるような政治的存在とは見做していなかったであろう。

恐らくこのような六波羅探題北条重時らの意見もあつて、朝廷内でも触穢伝染の判断に迷いがあり、後日になって、天下触穢と定められたと考えられる。朝廷による穢否の判断に、幕府側の考えが影響を与えるようになっていたことがよくわかる。（同）

5 北条時頼

北条時頼は弘長三年（一二六三）十一月二十二日に没し、同

月二十七日その死去は朝廷に報じられた(『師守記』貞治六年五月四日条)。時頼は北条氏の家督である得宗権力を確立し、九条道家の勢力を排除して後嵯峨院政を強力にバックアップした存在である。しかし、表1でみたように、その死去により天下触穢となることはなかった。これは一見奇異に思える。

その理由については『実躬卿記』徳治元年(一二三〇六)十月十三日条が参考になる。この月、得宗北条貞時の母潮音院尼が死去し、朝廷では先例を踏まえ穢否などにつき沙汰があった。時の治天後宇多上皇から諮問を受けた関東申次西園寺公衡は、

関東有事之時、大略毎度被定三十个日穢歟、時宗之時同前、諸神事令延引畢、^(北条)重時・時頼之時、非触穢之由、別自関東令申之間、如神事被遂行了、今度事可在時宜歟、且相尋武家可言上、

と回答している。現代文にしてみると、幕府要人に不幸などがあると、大抵いつも京都では三十日の触穢となります。北条時宗死去の時も同様で、諸神事が延期されました。北条重時・時頼死去の際には、触穢とはならないということを、特に幕府から申し入れてきたので、神事はいつも通りに行われました。今度のこととは上皇のご意志で決定してください。また六波羅探題にも尋ねて言上

いたします。

の、ようになろう。つまり、時頼死去の時には幕府の特別な指示に基づいて、天下触穢とは定めなかったことがわかる。これは時頼と併記されている北条重時の時も同様であったとみられる。重時は執権時頼を補佐した連署で、六波羅探題に長期在任した経験もあり、後嵯峨皇統の守護者的存在であった。その死去は時頼死没の二年前の弘長元年十一月三日である。要するに、時頼・重時死去の際には幕府の指示により、後嵯峨院政下の朝廷は天下触穢とはしなかったのである。

北条時頼は北条重時とともに後嵯峨上皇を支える一方で、院評定制を発足させ、京都の簷屋を廃止し、また檢非違使庁を再興させるなど、朝廷の自立化をはかっていた。幕府が朝廷政治に過度に介入し、影響力を行使し続けないという基本方針である。自己の死去により触穢が京都に伝染しないというのも、朝廷との協調関係は重視するものの、幕府と朝廷とはお互い自律的な存在で、鎌倉幕府が京都朝廷に対し多大な影響力を与えるのではなく、朝廷のものは朝廷に任せようとする、時頼政権の基本的性格と合致しているように思われる。このような幕府の政治姿勢を考慮すると、時頼や重時の生前の意思により、天下触穢不發生という指示が、幕府から朝廷に対し発せられたので

あろう。

ただし朝廷は時頼の死に対し、天下触穢と定めなかつたものの、院評定を停止することによって弔意を表した。十二月一日と六日の評定を止めている（『後深心院関白記』貞治六年十二月十日条）。この事例を嚆矢として、朝廷による議定停止行為が、幕府への弔意を表す作法として定着していくこととなる。

6 北条時宗

北条時宗は弘安七年四月四日に没し、その死去の報は三日後の七日には京都に伝えられた（『師守記』貞治六年五月四日条）。四月九日、時の治天亀山上皇は、関白鷹司兼平に「穢事別不申者、無左右可為穢之由、被仰下之条如何」と問い、兼平は「武家有申旨歟之由、可被尋仰（西園寺実兼）春宮大夫歟之由」と答えている（『勘仲記』）。亀山が、「穢事別不申者」つまり、時宗死去の穢否について幕府から別して申し入れがなければ、天下触穢と定めるのはどうかと勅問したのに対し、兼平は、武家つまり六波羅探題に、関東申次西園寺実兼を通じて、幕府の指示の有無を確かめるよう回答したのである。この時、幕府からの特別な申し入れがないことが確認され、西園寺実兼は「可為穢之由」と亀山上皇に申し入れた。

ここで注目されるのは、朝廷が幕府の穢否に関する指示を重

視しようとしていることである。前項でみたように、北条時頼や重時死去の時には天下触穢としないという幕府の意向に従っていた。もしもこの時、時宗の死を穢れとはしないという、幕府の申し入れがあつたなら、朝廷はやはり、その指示に従つた可能性が高いと考えられる。本来、治天の君ら朝廷の為政者が、触穢の在否などを判断していたのだが、北条重時や時頼の死去以来、幕府側の意向がより重視されるようになっていたのである。

さて時宗死去の穢れにより、賀茂・中山・大神・日吉・吉田祭などの諸社祭が延期された。そして四月十三日には六月まで「洛中城外五畿七道」を対象とする殺生禁断が宣下されている（『勘仲記』）。これは「先例雖無此例、今度事為別儀歟」とされ、亀山上皇の意思によるものらしい。殺生禁断期間は約百日間に及んだ。また閏四月二十一日に再開されるまで院評定も停止されている。

このように弘安七年の時宗の死は天下触穢のみでなく、殺生禁断や院評定停止をも生じさせ、これまでの幕府要人の死去のなかで、最も朝廷に影響を与えるものとなった。

北条時宗の時代からは鎌倉の災害などに対しても、朝廷が敏感に反応をみせるようになってくる。例えば、建治二年

(一二七六) 正月二十四日には、鎌倉の火事により下名が延引されている(『師守記』貞和五年三月十五日条)。また時宗死去後のことであるが、霜月騒動(一二八五)・平禅門の乱(一二九三)・嘉元の乱(一三〇五)などの鎌倉の戦乱により、天下触穢が発生している。¹⁵⁾これは第一章で述べた、宝治合戦の時と同様な事態である。

7 北条貞時

北条貞時は応長元年(一二三二)十月二十六日に死去し、その死没の報は十一月三日に朝廷に伝えられた(『師守記』貞治六年五月四日条)。即日天下触穢となり、諸社祭が停止または延期された。表1の『師守記』『後深心院関白記』の勘例に拠れば、山科・平野・春日・杜本・当麻・松尾・梅宮・中山・率川などの祭礼が停止され、大原野・園・韓神・鎮魂祭が延期されている。朝廷での五節や豊明節会も中止となり、新嘗祭は十一月三十日に延期された。貞時が死去したのは、諸社祭などが頻繁に行われる時期であり、天下触穢の発生は、それらの祭礼に多大の影響を与えたのである。また当時は伏見院政期であったが、雑訴沙汰も、十二月十九日の御前評定まで行われなかった。伏見上皇は殺生禁断令こそ発しなかったものの、貞時の死去は北条時宗の時と同様に、京都に大きな影響を与えたの

である。

ところで『花園天皇日記』に拠ると、花園天皇は「関東事過三十日了」として、十一月二十六日に笛を吹き始めている。ことから、天下触穢は貞時死去の十月二十六日を開始日としたと考えられる。北条泰時の死去以来、鎌倉要人の死没に伴う天下触穢は、その死亡日を開始日としていたことが推定される。

さて北条貞時の時代には、その近親が死去した際にも朝廷は特別の対応を示したことが知られる。

乾元元年(一三〇二)十月五日、去る九月三十日に、得宗貞時嫡子菊寿丸が五歳で他界したとの報を受けた朝廷は、この日より雑訴奏事を七日間停止している。¹⁶⁾また延慶二年(一三〇九)十月には貞時女子の死去により、奏事並びに雑訴沙汰を五日間止めている(『園太暦』貞和元年八月二日条)。触穢という判断は下さないものの、朝廷は雑訴沙汰などの政務を一時停止し、弔意を表しているのである。このような対応は、先にみた北条時頼や重時らのケースに倣ったものと考えられる。朝廷は政務を数日間停止するだけだから、その影響を最小限に留めることができたのである。

なお乾元元年八月には將軍久明親王の女子が亡くなったが、この時朝廷に特別な対応はみられなかった(『園太暦』貞和元

年八月二日条)。乾元元年は久明が出身した持明院統ではなく、大覚寺統後宇多上皇の治世下であったことが関係している可能性もあるが、この頃になると、將軍よりも得宗の子どもの死去の方が、朝廷にとって重大な出来事と認識されていたと考えられる。

また北条時頼や時宗の時代にはなかったが、貞時期にはその母親が死去するという事態も生じ、京都にその死穢が伝染している。徳治元年十月十三日、去る九日に貞時母の潮音院尼(堀内殿)が死去したことが朝廷に伝えられた(『実躬卿記』)。得宗の母潮音院尼の死去によって天下触穢となり、五節が停止され、諸社祭も延期された。十一月十一日に御前評定が行われるまで、評定聽断も停止されている(『師守記』貞治四年五月六日条)。最高実力者である得宗の生母死去により天下触穢が発生したのである。北条政子死去の時と同様であった。

北条貞時期になると、その母親の死去により天下触穢となり、子どもの死没に対しても朝廷が公務を停止し、甲意を表すようになった。將軍の子どもの死去に対し、朝廷は特に対応しなかったのだから、朝廷が得宗北条貞時を、幕府の征夷大將軍久明親王を凌ぐ、鎌倉の最高権力者と位置付けていたことがわかる。かつて拙稿¹⁷⁾で、貞時の時代に「得宗を中心とする北条一門は国

政の一翼を担う存在として、幕府のみではなく朝廷からも、公的に位置付けられた」と述べたことがあるが、それはこのような得宗近親の死去に対する朝廷側の反応からも窺えると思う¹⁸⁾。北条貞時の時代に得宗は、朝廷との関係において將軍權威をも凌駕する存在となったのである。

8 北条政村・北条重時・大仏宣時

これまでは主として得宗の死去と触穢について考えてきたが、北条氏一門の執権や連署が死去した場合はどうであっただろうか。この点につきみてみよう。

北条氏庶流の執権で、戦死ではなく、病死など自然死した人物として北条長時(極楽寺流)・政村・師時(得宗庶流)・宗宣(大仏流)・熙時(政村流)の五人がいる。彼らの死去も京都に伝えられたが、その死去により天下触穢と定められた所見はない。將軍の後見役である執権とはいえ、北条氏庶流の場合、朝廷は、その死去が京都に触穢を生じさせるような存在とは位置付けていなかったと考えられる。ただし、北条政村が死去した際には、その報せから三日後の文永十年(一二七三)閏五月七日の議定が延引されている(『吉統記』)。龜山親政下の朝廷は、北条時頼死去の時と同様な方法で甲意を表したのである。政村は「東方遺老」と呼ばれた幕府宿老であり(同記)、北条氏庶

流出の執権とはいえ、朝廷は特別に弔意を表明したのであろう。なお鎌倉では正和元年（一三一一）六月十二日の執権大仏宗宣の死去により、二十日に予定されていた鶴岡八幡宮の神事が七月二十日に延期されていて、得宗でない執権の死去によって触穢となることがあった（『鶴岡社務記録』）。

次に連署の場合をみよう。仁治元年正月の初代連署北条時房の死去の時には、京都に何ら影響を及ぼすことはなかったようである。時房の死去を記す『平戸記』にも触穢関連の記事は見出せない。連署は執権と並ぶ將軍後見であったとはいえ、朝廷は、連署北条時房を執権北条泰時（時房の二年半後に死去）と同等に位置付けていなかったことは明らかである。

しかし、次の連署北条重時の場合には朝廷が弔意を表している。弘長元年十一月に死去した、元連署の北条重時に対し、朝廷が天下触穢と定めようとしたことは、北条時頼の項でみた通りである。重時は六波羅探題を約十七年間務め、後醍醐上皇や將軍宗尊親王の守護者的存在の幕府重鎮であった。連署ながら、後醍醐院政下の朝廷が重時の功績を賞する意味もあって、天下触穢と定めようとしたと思われる。ただしこれは幕府の指示により止められた。

鎌倉末期の元連署大仏宣時が死去した時にも奏事議定が停止

されている。宣時は北条時頼時代から活動していた北条一門の宿老で、北条貞時の連署を十年以上務めた。元亨三年（一三三三）六月三十日に、八十六歳の高齢で死去した。かような幕府重鎮であったからか、奏事議定の停止のみでなく、後宇多法皇や後醍醐天皇、そして花園上皇らが弔意の文書を幕府に送っている（『花園天皇日記』元亨三年七月十三日条）。鎌倉末期になると、両統迭立もあつてか、朝廷側の幕府要人の死没に対する気遣いも相当なものとなっていたといえる。

連署止まりであつたとはいえ、重時・宣時のような幕府重鎮の場合では、朝廷は弔意を表したことがわかる。これに対し、弘安十年六月、連署北条業時（極楽寺流）が死去した時には、朝廷は特に対応をみせていないことが知られる（『実躬卿記』「新抄」）。これは業時が重時（業時の父でもある）と並ぶような政治的実績を残さなかったからだろう。朝廷は連署クラスに対しては、その政治実績を基準に弔意を表すか否かを判断していたとみられる。なお鎌倉では、嘉暦二年（一三二七）九月、連署大仏維貞死去により、鶴岡神事が延引されている（『鶴岡社務記録』）。

以上みてきたように、北条氏庶流の執権や連署が死去した場合、朝廷は、政治実績を残した北条一門の長老格でなければ特

に対応しなかったとみてよい。また対応したとしても、北条重時の時にその可能性があったものの、天下触穢とすることはなかった。議定停止など、朝廷は一時的に政務を停止し、弔意を表したのである。北条氏庶流の執権・連署の死去が、さほど京都に影響を与えることはなかったと考えられる。天下触穢を生じさせ、京都朝廷に大きな影響を及ぼしたのは、鎌倉幕府の最高実力者北条氏得宗の死去であったのである。

おわりに

鎌倉の源氏將軍や北条氏得宗の死去は京都に天下触穢をもたらした。鎌倉幕府の成立と展開は、守護・地頭の設置や承久の乱などにより朝廷権力を弱体化させたが、幕府要人の死去が京都に穢れを生じさせることもなったのである。幕府権力の伸長は、穢れという観念的な面でも王朝貴族に多大の影響を及ぼしたといえる。特に鎌倉中期以降になると、北条氏得宗の死去が天下触穢をもたらすわけであり、それは武家のみでなく公家たちにも、得宗の代替わりⅡ時代の変わり目を意識させたものと思われる。

本論でみたように、鎌倉前期の源氏將軍までは京都での穢否

については朝廷が判断を下していた。しかし承久の乱後は、朝廷が御卜を行うこともなく、北条氏の死去により天下触穢が生じることとなった。義時・泰時・経時・時宗・貞時ら歴代得宗の死没により天下触穢が定められた。北条時頼の時には、幕府からの申し入れにより天下触穢とはならなかったが、朝廷は院評定を停止し弔意を表した。新たな弔意の作法が形成されたわけであり、朝廷が、触穢ではなく、この方法で、幕府要人らの死去に対応することも行われていく。

さて北条氏が滅ぶと、建武政権を経て足利氏の時代となる。最後に、南北朝期の室町幕府要人の死去と触穢について概観しておきたい。

室町幕府は京都に成立したのであるが、朝廷（北朝）の幕府要人死去への対応は、鎌倉幕府の場合とほぼ同様である。

延文三年（一三五八）四月の將軍足利尊氏の死では天下触穢と定められた（『後深心院閔白記』貞治六年十二月十日条）。また康永元年（一三四二）十二月の足利尊氏・直義兄弟の母上杉清子の死は天下触穢、貞治四年五月の義詮母赤橋登子の死では三十日間の雑訴停止とされている²⁰。登子の死により天下触穢となったかは不明だが、室町將軍とその母の死去は、得宗とその母の死去と同様に位置付けられているのである²¹。

貞治六年四月に關東公方足利基氏が死去した時には、雑訴を七日間停止している(『師守記』貞治六年五月四日条)。これは北条氏庶流の政村や宣時が死去した際の対応と同じといえよう。尊氏の子女が死んだ時にも雑訴が七日間停止されており(『園太暦』貞和元年八月二日・同二年七月九日条)、これは北条貞時の子女が夭逝した時とはほぼ同様である。

以上をみると、南北朝期の朝廷は、室町將軍を得宗と同等に位置付けていたことがわかる。得宗は相模守や武藏守に任じ、位階も四位止まりだったが、最高実力者であった。朝廷にしてみれば、武家政権の首長とは源氏將軍—得宗—足利將軍なのである。

しかしながら、三代將軍足利義満が公武に君臨する未曾有の権力を確立すると、その状況も変化していくであろう。公武の接近・融合によって、朝廷に新たな武家観が生じたとみられ、幕府要人の死去への対応も鎌倉期の先例がそのまま適用されたとは考えにくい。室町期になると公武関係も変化し、触穢への対応も新たな展開が予想される場所である。それらについては今後の課題として、これにて擱筆したい。

註

- (1) 穢れをめぐる様相については山本幸司氏『穢と大祓』(平凡社、一九九二年)が詳しい。
- (2) 「中世の触穢思想」(『中世民衆の生活文化』東京大学出版会、一九七五年、初出一九六八・一九七二年、所収)。
- (3) 「王の身体 王の肖像」(平凡社、一九九三年)三五頁以下。
- (4) 「中世の触穢政策」(『関西大学法学論集』四〇一六、一九九一年)。
- (5) 「神國」の形成」(『日本中世の穢と秩序意識』吉川弘文館、二〇一四年、初出二〇〇七年)。
- (6) 『鎌倉幕府と朝廷』(岩波新書、二〇一六年)一八二・一八三頁。
- (7) 『北条重時』(吉川弘文館人物叢書、二〇〇九年)九一・九二頁。
- (8) 佐藤進一氏・百瀬今朝雄氏・笠松宏至氏編『中世法制史料集』第六卷公家法・公家家法・寺社法、所収。
- (9) この事実についてはすでに註(5)片岡氏論文が指摘している。
- (10) 『業資王記』正治元年正月二十三日条には、「関東事」(頼朝死去)により、業資王が、この日予定していた神祇伯の拝賀を延引したことがみえる。
- (11) 『明月記』で藤原定家は、源通親が強引に頼家を左中将に任じたことにつき、「遭喪之人、本官猶以服解、今聞覺由被行任官、頗背人倫之儀歟」と非難している。なお、頼家任官の政治的背景については、橋本義彦氏が『源通親』(吉川弘文館人物叢書、一九九二年)一三七―一三九頁で分析している。
- (12) なお、源氏將軍以後、摂家將軍二代・親王將軍四代の時代となるが、最後の將軍守邦親王以外は、何れも鎌倉を追放され京都で死去するから、そもそも鎌倉で死穢が生じることがなかった。
- (13) このことについては貫達人氏「鎌倉幕府と御家人」(『郷土神奈川』一〇、一九八〇年)も触れている。なお北条義時が死去する前年の貞

- 応二年五月十四日に、後堀河天皇の父後高倉上皇が死去して諒闇となっていたが、「この諒闇は元仁元年五月二十四日に終了している。幕府は義時の死を「天下諒闇」と認識していたのである。
- (14) 宝治元年五月十三日に死去した將軍九条頼嗣室檜皮姫（北条時頼妹）の天下触穢をめぐり、「関東穢事、時頼不混合之由、泰村令申之、令為其儀者不可及京中穢歟」〔百鍊抄〕五月二十六日条との、三浦泰村の意見があつたため、朝廷で軒廊御卜が行われ、穢と定められたこともある〔葉黄記〕五月二十九日条。
- (15) 霜月騒動は『実躬卿記』弘安八年十一月二十一日条、平禅門の乱は同記永仁元年四月二十一日条、嘉元の乱は『統史愚抄』嘉元三年四月二十七日・五月七日条、参照。
- (16) 『吉統記』乾元元年十月十二日条・『園太暦』貞和元年八月二日条。
- (17) 「北条貞時」〔日本史史料研究会監修・細川重男氏編『鎌倉將軍・執権・連署列伝』(吉川弘文館、二〇一五年)。
- (18) ただし『園太暦』貞和元年八月三日条に拠れば、徳治元年七月二十日に將軍久明親王の御息所が死去した時には、京都が触穢となつたことも知られ、將軍も鎌倉幕府首長として重要な位置にあつたことは疑いない。
- (19) なお永仁五年の鶴岡放生会は、八月六日の北条貞時女子と内管領長崎光綱死去の穢れによって延引されている(『鶴岡社務記録』)。北条貞時期になると、内管領という得宗家筆頭家臣の死穢が放生会延引の理由ともなつていることが注目される。
- (20) 『後深心院閔白記』貞治六年十二月十日条・『師守記』貞治四年五月八日条。
- (21) 貞治六年十二月の將軍足利義詮死去については、天下触穢と定められたとの明確な所見はない。ただし表1の『後深心院閔白記』にみえる勘例が注進されたことや、翌年正月の殿上淵醉など朝廷行事が停止されたことから、天下触穢とされた可能性は高いとみられる。
- (22) 応永五年十一月に、足利基氏の子関東公方氏満が死去した時にも雑訴が七日間停止されている(『迎陽記』同年十一月十三日条)。また鎌倉では、氏満の死により、鶴岡八幡宮の八脚門・町・土蔵が七日間閉じられたという(『鶴岡事書日記』同年十一月条)。

